Book Information

民法学を語る

大村敦志＝小粥太郎

2015年11月発売／254頁／本体2400円＋税
四六判／並製

教養　学部　LS　法曹　法務　一般

編集担当者から　みなさんは，ふだん講義で接している法学研究者の仕事をイメージしたことがありますか？　法科大学院の発足以来，法学研究者は教育に大きなウェイトを置くようになっています。他方，債権法改正の動きのなかで，民法研究者の関心は解釈から立法へとシフトしています。現代日本において民法学者は何をしているのでしょうか。また，何をすべきなのでしょうか。

このような問題意識のもと，本書は，２人の民法学者が，四半世紀にわたる日本の民法学の展開と将来展望について，自身の研究を素材に考察します。研究者を志す方はもちろん，そうでない方も，本書を気軽に手にとって，頁を繰っていただけると幸いです。

なお，有斐閣のPR誌『書斎の窓』2016年３月号（No.644）に，加毛明・東京大学准教授による書評が掲載されています（http://www.yuhikaku.co.jp/shosai）。本書とあわせて，ぜひご覧ください。(Z)

Point!

P　**書簡を往復して，民法学について語り合います。**

第2信　民法学説の現況

大村敦志さま

第1信を読ませていただきました。数年前，仙台で，大村さんから，この本の企画のご提案をお聞きしたときには，驚きました。民法学に関する大村さんの本の共著がなぜ私なのか，わからなかったのです。お引き受けすることに躊躇がなかったわけではありません。しかし，大村さんのお話しを聞きたいという欲求は抑えられず，話相手という役回りであればひょっとして私でも務まるのではないかと思ったこと，そして，大村ゼミと小粥ゼミの合同ゼミが，自分自身にとって，貴重な勉強の機会になるはずだと考えることにしまして，蛮勇をふるって，参加させていただくことにした次第です。よろしくお願いいたします。

❦ご提案をうけて

❦民法学の危機？

はじめに，いま，「民法学を語る」意味について，私からも，状況認識をお示しするのがよさそうに思います。大村さんの第1信に少しだけ付け加える，というイメージです。

今回の企画の背景ないし遠因には，民法学に魅力を感じる人が減ってきたのではないか，という民法学者・教師の危機感があるものと推測しております。

この危機感は，現象としては，たとえば，民法学者・民法教師という進路を選択する若者が減少している，という形をとります。実際，法科大学院での勉強を終えて，あるいは学部を卒業して，大学院進学するという形で，学者・教師を志す人は，私の周囲にはほとんどいません。法科大学院制度がはじまる前には，それなりにそういう進路をとる人々がいたにもかかわらず，です。

大村さんのおっしゃるように，とくに法科大学院において，学生と学説とが別居状態にある，というのは，悲しいことです。真剣勝負で，法律問題の解決に向けて智恵を絞らなければならない舞台に上がれば，別居しているわけにもいかず，協力せざるをえないと思うのですが，一一二時間で判例文献調査もせずに大急ぎで書き上げる答案ばかりを頭に置くと，別居も仕方ないのかなあという気もして，やるせなくなります。

問題は，学者・教師を志す人が減っているように感じられる原因，あるいは学生と学説とが別居状態に陥った原因です。教師の教え方が下手になったために，学生が民法学に魅力を感じなくなっているのであれば，教育技術を磨くことで，問題は解決できるはずです。しかし，民法学それ自体が，現在の若者，あるいは知的世界の中で，魅力を失っているのだとすると，状況は深刻です。

❦人文・社会科学の危機？

ひとまず，少し視野を広くとって，人文・社会科学というくくりで考えてみます。文部科学省設置法によって同省に置かれることになっている審議会に，科学技術・学術審議会というものがあるようです。この審